

物司宰相
京兆尹
都水
少府

右修了ノ旨授業師何某ノ薦告ヲ了シ茲ニ京都	
動物同業組合定款第廿一條ニ依テ修業狀ヲ附	
與ス	
大正十一年一月廿一日	
京都動物同業組合組長頭	
右授證セシモノ左ノ通り此旨公示ス	
大正十一年一月廿五日	
京都動物同業組合	
組長 木村 勘兵衛	
受 師 某	
借士氏名	
徒弟氏名	
友島 部 初田 外一	
全 安福吉次郎	
松浦 又六	
二谷彌佐藏	
井上 太郎	
川吉之助	
大庭 順一郎	
山下 審三郎	
森川 用	
渡邊 久一	
前川 吉次郎	
堤建郎 定吉	
賢	

糸締部	小倉芳之助	松下源太郎	吉田國太郎	松田源太郎	吉田幸次郎	森田照三	高橋一
全下書部	平井伊之助	森田照三	高橋一	高橋義一	平太郎	谷口せつ	西垣しづ
全茶榮部	山口山之助	高橋義一	平太郎	五十嵐重次郎	大門隆二	黒田菊藏	高烟ひで
全全全	木村勘兵衛	高橋義一	安井繼松	谷口せつ	大門隆二	黒田菊藏	竹中幸太郎
全全全	打部中西清兵衛	佐々木政次郎	山本善吉	角橋藤吉	石井樺吉	佐々木政次郎	森田照三
全全全	高橋新吉	佐々木政次郎	山本善吉	角橋藤吉	高橋新吉	高橋義一	吉田國太郎
全全全	佐々木政次郎	南	南	高橋新吉	佐々木政次郎	佐々木政次郎	高橋義一
全全全	山本善吉	山本善吉	山本善吉	高橋新吉	山本善吉	山本善吉	吉田國太郎
全全全	角橋藤吉	角橋藤吉	角橋藤吉	高橋新吉	角橋藤吉	角橋藤吉	吉田國太郎
全全全	石井樺吉	石井樺吉	石井樺吉	高橋新吉	石井樺吉	石井樺吉	吉田國太郎
全全全	高橋新吉	高橋新吉	高橋新吉	高橋新吉	高橋新吉	高橋新吉	吉田國太郎
◆公示第一號	契約年限ヲ修了セル徒弟ノ内他ノ模範トナルベ キ善行者ニ對シ左ノ褒賞狀ヲ附與ス	褒賞狀	褒賞狀	褒賞狀	褒賞狀	褒賞狀	公示第一號
褒賞狀	何部員何某	ノ徒弟何某	某	某	某	某	某
右ハ徒弟契約以來品行端正ニシテ業務ニ精勤 シ能ク後進者ヲ誘導扶掖シテ其本分ヲ盡シ誠 實ニ其期間ヲ滿了セシハ他ノ模範トナスニ足 ル仍テ本組合ハ定款ノ規定ニ從ヒ茲ニ褒賞狀 ヲ附與シ其善行ヲ表彰ス	大正十一年一月廿一日	京都染物同業組合組長印					

ノ製造販賣ニ係ルしんしハ彈力性ニ富ム上竹ヲ撰ビ特得
ナリチ施シタルモノナルヲ以テ他ニ求ムベカラザル良品ナ
リ低廉ニレテ他店ニ比レ三割方安價ナリ多數注文モ迅
速製シ提供スペレ幸ニ御試用ヲ希フ
吾ハ製產地ト特約シ一手販賣ヲナスヲ以テ仲買人ト間屋
ノ數料ヲ省クガ故ニ非常ニ安價ナルモ品質ノ良好ナル他
ノナレ是亦御試用ヲ祈ル

上京區上長者町堀川東入

箴子張木販賣店三村光藏
刺繡台布海苔
大阪 五五七八九番

所要量ノ染料ニ加へ、低温ヨリ徐々ニ
熱ヲ加ヘ沸騰點ニ至ラシメテ褐色スルモ
ノナリ。

二、交織物ニ對シ

イ、一般交織物

單ニ一〇一五〇%ノ結晶芒硝ヲ、所要量
ノ染料ニ加ヘ微温浴ヨリ徐々ニ熱ヲ加ヘ
テ、沸騰點若シクハ近クニ於テ染メ上ゲ
ロ、細編交織物

一〇一二〇% マルセイ石鹼
一一二% 曹達灰
チ染料ニ加ヘテ、攝氏六〇度ニ於テ所期
ノ色ヲ得ルマグ操作ス。

厚地ノモノニ於テハ、溫度ヲ約八〇度ヨ
リ九五度マデ上グルコトヲ得。

水洗ノ際、軟水ヲ用フルカ又ハ少量ノ曹
達ヲ加ヘタル水ヲ使用スル方可ナリ。

最後ニ醋酸ニテ銛付ヲ施スカ、又ハ鹽基
性成ハ酸性染料ニテ上掛ツ行フ。

本機は左記の如く種々特長を有し其の優秀なる點は京都色業組合に直接御問合せ下され度又當工場は無限責任を以て御取引可申上候間此段御安心の上御注文の程御願申上候

明
演式手動脱水機を得たる嚆矢にして他の機械の如く在來有りふれたる機械一
般なる品物にあらず全く在來よりある脱水機の如きベアルギ
ホイールとの新工夫を用ひ此れにクラフチ式を應用し自轉車
の回轉によりクラフチは自動的に必力に振り籠を回轉せしめ
停止するもクラフチは自動的に心拂はれ籠の部分のみ回
により後はハンドルを轉さずとも籠の部分は自分の遠心力に
分を停止せしめるには在來品にありてはハンドルの逆回轉に
より此を停止し居りし故に此際種々の傷害を受け又は貨車
等機械部分品を破損する恐ありトが本機はハンドルの逆回
轉等にて止める必要なく圓の如く足踏ブレーキにより直ち
に一瞬間に此れを停止せしめ得たる物なり

今本機の特長を列舉すれば
一、回轉し居る籠を停止せしめる時は在來品の如くハンド
ルにてはね飛ぶ事なく遂て落書きなき事

リボールベニヤンダ入
京都色業組合に直接御問合せ下され度々
御注文の程御願申上候
町二條下、(電話上三三二番)
小濱鐵工所

るも組織は想て例年のものは異なる所なきを以て出品希望の向きは常組合へ申込まるれば確て手續をなすべし其規則の概略は左の如し

家庭博覽會規則

第一章 稽 则

第一條 本會ハ家庭博覽會ト稱ス

第二條 本會ハ大正十一年三月二十日ヨリ同年五月三十一日迄京都府同様公園業館ニ於テ開催ス

第三條 本會ハ家庭改善及産業ノ發達ニ資スルヲ以テ目的トス

第四條 本會ハ出品ノ保護ニ對シ相當ノ設備ヲ

第五條 本會ハ於テ配當シタル陳列場所ニ對シ

第六條 本會ハ出品ノ保護ニ對シ相當ノ設備ヲ

第七條 會場内ノ光景ヲ模寫又ハ撮影シントス

第八條 本會ハ承認ヲ受クヘシ但シ出品物ニ付

第九條 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第十條 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第十一條 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第十二條 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第十三條 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第十四條 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第十五條 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第十六條 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第十七條 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第十八條 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第十九條 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第二十条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第二十一条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第二十二条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第二十三条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第二十四条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第二十五条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第二十六条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第二十七条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第二十八条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第二十九條 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第三十条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第三十一条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第三十二条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第三十三条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第三十四条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第三十五条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第三十六条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第三十七条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第三十八条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第三十九條 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第四十条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第四十一条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第四十二条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第四十三条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第四十四条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第四十五条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第四十六条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第四十七条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第四十八条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第四十九條 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第五十条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第五十一条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第五十二条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第五十三条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第五十四条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第五十五条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第五十六条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第五十七条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第五十八条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第五十九條 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

第六十条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ

- 第五部 案身具、機器品、旅行用具及衛生保健等
- 第六部 参考品
- 第七部 官廳學校及公共團體ノ出品並ニ陳列室
- 第八部 工業美術及藝術工藝品
- 第九部 第一部 美術及藝術工藝品
- 第十部 第二部 衣類
- 第十一部 第三類 製織及染織加工品
- 第十二部 第四類 衣服ニ屬スル糸及其製品
- 第十三部 第五類 金屬器及漆器
- 第十四部 第六類 寫真
- 第十五部 第七類 各種工具品
- 第十六部 第八類 陶磁器及七寶
- 第十七部 第九類 紙張及加工四種機器

- 第十八條 出品ノ陳列ハ三月十八日迄ニ必ス
- 第十九條 出品ノ陳列ニ要スル陳列棚及陳列臺
- 第二十条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第二十一条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第二十二条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第二十三条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第二十四条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第二十五条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第二十六条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第二十七条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第二十八条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第二十九條 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第三十条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第三十一条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第三十二条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第三十三条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第三十四条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第三十五条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第三十六条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第三十七条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第三十八条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第三十九條 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第四十条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第四十一条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第四十二条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第四十三条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第四十四条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第四十五条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第四十六条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第四十七条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第四十八条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第四十九條 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第五十条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第五十一条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第五十二条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第五十三条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第五十四条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第五十五条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第五十六条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第五十七条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第五十八条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第五十九條 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ
- 第六十条 出品ノ性質ニ依リ前條ハ依ル事態ハ

- 第十八條 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第十九條 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第二十条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第二十一条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第二十二条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第二十三条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第二十四条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第二十五条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第二十六条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第二十七条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第二十八条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第二十九條 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第三十条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第三十一条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第三十二条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第三十三条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第三十四条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第三十五条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第三十六条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第三十七条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第三十八条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第三十九條 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第四十条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第四十一条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第四十二条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第四十三条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第四十四条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第四十五条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第四十六条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第四十七条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第四十八条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第四十九條 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第五十条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第五十一条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第五十二条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第五十三条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第五十四条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第五十五条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第五十六条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第五十七条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第五十八条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第五十九條 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ
- 第六十条 本會ハ於テ配當シタル費用ヲ徵收スヘシ